

一般事業主行動計画策定説明会のご案内

～次世代育成支援対策推進法に基づく

行動計画の策定・届出は、もうお済みですか？～

平成23年4月1日からは

一般事業主行動計画の策定・届出等の義務が、従業員301人以上企業から、従業員101人以上の企業へ拡大されます。

富山県では、子育て支援・少子化対策条例により、従業員51人以上の企業に、一般事業主行動計画の策定が義務づけられます。

行動計画をまだ
策定していない
事業主の皆さん！！
是非ご参加下さい。
(参加費は無料です)

日時：平成22年12月6日(月) 14:00～16:00

場所：ボルファートとやま4階 琥珀の間

(富山市奥田新町8-1 076-431-1113)

内容

(1) 説明 (富山労働局雇用均等室、富山県労働雇用課)

- ・次世代育成支援対策推進法、子育て支援・少子化対策条例について
- ・一般事業主行動計画の作成・届出方法について
- ・行動計画策定のメリットや国・県の支援について

(2) 県内企業の取組事例

株式会社 岡部 専務取締役 石永裕明氏

終了後、個別相談会を実施します。

主催：富山労働局、富山県、次世代育成支援対策推進センター(富山県経営者協会)、富山県中小企業団体中央会

申込方法：下記申込書により FAX または郵送でお申し込みください。

[定員に達し次第、締め切らせていただきます]

申込先：富山労働局雇用均等室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階

FAX: 076(432)3959 TEL: 076(432)2740

【一般事業主行動計画策定説明会参加申込書】

事業所・団体名			
所在地・連絡先	〒 (電話)		
参加者氏名	所属部課名	役職等	備考

記載いただいた情報については、説明会の連絡以外の目的には使用しません。